

福建産連第 8 号
平成 25 年 6 月

各建産連団体長 様

福井県建設産業団体連合会
会長 松 田 七 男
(公 印 省 略)

「平成 25 年度福井県循環型社会形成推進功労者表彰」について
(推薦依頼)

平素は当会の業務運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記のことについて、福井県土木部から別添のとおり推薦依頼がありましたので、貴団体に該当候補者がおられる場合は、下記により推薦くださるようお願い申し上げます。

記

1. 提出書類 別添のとおり
2. 提出期限 平成 25 年 6 月 21 日 (金) 必着
期日までに推薦がない場合は、候補者がいないものとして処理しますので、ご注意下さい。

(別 紙)

福井県循環型社会形成推進功労者等表彰実施要領

1 目 的

本制度は、福井県において廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の適切な推進、廃棄物の収集運搬・処分事業、廃棄物処理技術に関する研究等に顕著な功績があった個人、企業、団体等を福井県知事が表彰することにより、循環型社会の形成、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保を図ることを目的とする。

2 表彰の種類

- (1) 循環型社会形成推進功労者
- (2) 一般廃棄物関係事業功労者
- (3) 産業廃棄物関係事業功労者
- (4) 廃棄物研究開発功労者

3 表彰の対象

(1) 循環型社会形成推進功労者

先駆的または独創的な取組により、循環型社会の形成について顕著な成果を上げている個人、企業、団体等であって、次のいずれかに該当するもの。

- ① 廃棄物等の発生抑制および循環的な利用に関する具体的活動または普及啓発活動を展開し、これらの活動の推進に熱意と識見を有する者。
ただし、これらの活動を廃棄物の収集運搬・処分事業として行う者を除く。
- ② 廃棄物等の発生抑制および循環的な利用に関する具体的活動または普及啓発活動を目的とする団体であって、これらの活動を継続的かつ着実に推進してきたもの。
ただし、公益法人（社団法人、財団法人）、営利を目的とする団体および宗教上の教義を広める活動を行う団体を除く。
- ③ 廃棄物等の発生抑制、循環的な利用および適正処理を実現した企業であって、次のいずれかに該当するもの。
 - イ その工場または事業所等の事業に係る拠点において、当該事業活動に伴う廃棄物等の大幅な発生抑制または循環的な利用の大幅な拡大を実現した企業であって、その取組が将来的にも持続し得るもの。
 - ロ その製品等について、廃棄物等としての相当程度の発生抑制、循環的な利用の相当程度の拡大または適正処分の飛躍的な向上を実現した企業であって、その取組が将来的にも持続し得るもの。
 - ハ 廃棄物等の大幅な発生抑制、循環的な利用の大幅な拡大または適正処分の飛躍的な向上のための技術、製品またはシステムを実用化し、かつその普及を図る企業。

(2) 一般廃棄物関係事業功労者

一般廃棄物の収集運搬業もしくは処分業に従事し、一般廃棄物の適正処理の確保に顕著な功績のあった者、または一般廃棄物処理に関する公益法人等において当該事業の向上および発展に顕著な功績があった者で、次の要件をみたすもの。

- ① 当該年4月1日において、一般廃棄物の収集運搬業もしくは処分業または一般廃棄物の処理に関する事業を行う公益法人等における従事年数が20年以上であって、かつ、年齢が満50歳以上であること。

ただし、一般廃棄物の収集運搬または処分を業とする者（従業者を含む。）でない者にあつては、その従事年数が10年以上であること。

(3) 産業廃棄物関係事業功労者

産業廃棄物の収集運搬業もしくは処分業に従事し、産業廃棄物の適正処理の確保に顕著な功績のあった者、または産業廃棄物処理に関する公益法人等において当該事業の向上および発展に顕著な功績があった者で、次の要件をみたすもの。

- ① 当該年4月1日において、産業廃棄物の収集運搬業もしくは処分業または産業廃棄物の処理に関する事業を行う公益法人等における従事年数が20年以上であって、かつ、年齢が満50歳以上であること。

ただし、産業廃棄物の収集運搬または処分を業とする者（従業者を含む。）でない者にあつては、その従事年数が10年以上であること。

(4) 廃棄物研究開発功労者

廃棄物等の発生抑制、循環的な利用および適正処分に関する研究開発において、学術的および実用的に広範かつ有益な成果を上げ、その成果によって廃棄物処理事業の発展に顕著な功績があった者。

4 被表彰者の審査方法

被表彰者は、2に定める表彰の種類ごとに別紙様式により、各部長・教育長・各市町長が推薦する者について、循環社会推進課において選定する。

(附則)

この要領は、平成6年4月1日から施行する。

この要領は、平成19年5月10日から施行する。

この要領は、平成21年4月1日から施行する。